

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 8月30日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー D. ラドクリフ
(Geoffrey D. Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）（以下、個別にまたは総称して「該当ファンド」といい、また他のサブ・ファンドと総称して「サブ・ファンド」ということがあります。）の投資方針、分配方針および投資制限に関して、以下のとおり変更がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針、分配方針および投資制限が、以下のとおり変更されます。

(注) 変更箇所には下線を付しています。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<変更前>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用することができる。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）に依拠して、徐々に変化することがある。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

(中略)

タクソノミー規則

(中略)

第8条ファンドおよび第9条ファンドの場合（USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドを含む。）

技術審査基準（TSC）は、2021年12月9日に最終決定がなされたばかりであり（すなわち、最初の二つのタクソノミー環境目標である気候変動の緩和および気候変動への適応に関するもの）でまだ十分に深化していない（すなわち、残り四つのタクソノミー環境目標に関して）。これらの詳細な基準は、各投資について、複数の、具体的なデータポイントが利用可能であることを必要とする。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループがTSCを用いた投資評価を行うことを可能とする、信頼できて適時かつ検証可能で利用可能データは十分に存在しない。

さらに、環境的に持続可能な投資の割合の計算方法およびこれらの開示のためのテンプレートを定める、SFDRに基づく規制技術基準(RTS)は、まだ効力発生していない。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループは、サブ・ファンドのタクソノミー適合性について標準化された比較可能な開示を提供することができない。

サブ・ファンドに対する投資の中には、環境目標に貢献する経済活動によるものであって、TSCにより評価可能なものもありうるが、ブラックロック・グループは現在、以下を述べることができない。

1. サブ・ファンドの投資が、どの程度、環境的に持続可能といえる経済活動にあたり、タクソノミー規則に適合しているか
2. タクソノミー規則に適合している、環境的に持続可能な経済活動に対する投資の割合(サブ・ファンドのポートフォリオに対する比率)
3. タクソノミー規則において定義される、実現活動および移行活動の割合(サブ・ファンドのポートフォリオに対する比率)

ブラックロック・グループは、状況を積極的に注視しており、サブ・ファンドの投資に関する信頼できて適時かつ検証可能なデータを十分に入手したと(その裁量により)評価した際には、上記の点について述べるものとし、その際には英文目論見書または関連ある補足書類を適宜更新する。より詳細な情報については、ウェブサイト(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/prospectus/eu-taxonomy.pdf>)を参照のこと。

ブラックロック EMEA ベースライン・スクリーン・ポリシー
(中略)

() たばこ製品の生産またはたばこ関連製品に関する特定の活動

() 国連グローバル・コンパクトの原則を遵守していないとみなされた発行体

投資顧問会社は、ESG基準の分析を行うために、投資顧問会社および/もしくはその関連会社が社内で作成したデータ、または1社もしくは複数の第三者ESG調査会社が提供したデータを使用することがある。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

・MSCIリミテッド

・IHSマークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド

・ICEデータ・インディシーズLLC

・FTSEインターナショナル・リミテッド

・S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズLLC

・STOXXリミテッド

・SIXフィナンシャル・インフォメーション・ノーディックAB

ベンチマーク規則登録簿に記載されていないベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に規定された移行期間に基づきベンチマーク指数の提供を継続する。こうしたベンチマーク管理者は、移行期間が終了する2020年1月1日までに、ベンチマーク規則の要件に従い、ベンチマーク管理者としての認可または登録の申請書を提出することが予想される。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

(後略)

<変更後>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書に詳細が記載されている、許可される投資に従って行われる。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用する。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）に依拠して、徐々に変化することがある。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

（中略）

タクソノミー規則

（中略）

第8条ファンドおよび第9条ファンドの場合（USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドを含む。）

第8条ファンドおよび第9条ファンドには、当該第8条ファンドおよび第9条ファンドのために選択された、タクソノミー規則第3条に基づく環境的に持続可能な経済活動（以下「環境的に持続可能な経済活動」という。）への投資の割合（タクソノミー規則の定義する実現活動（enabling activities）および移行活動（transitional activities）の割合の詳細を含む。）を開示することが義務づけられる。

技術審査基準（TSC）は、2021年12月9日に最終決定がなされ（最初の二つのタクソノミー環境目標である気候変動の緩和および気候変動への適応に関するものである。）、残る四つのタクソノミー環境目標はまだ施行されていない。これらの詳細な基準は、各投資について、複数の具体的なデータポイントが利用可能であることを必要とする。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループがTSCを用いた投資評価を行うことを可能とする、信頼できて適時かつ検証可能で利用可能データは十分に存在しない。

更に、環境的に持続可能な投資の割合の計算方法およびこれらの開示のためのテンプレートを定める、SFDRに基づく規制技術基準（RTS）は、まだ効力発生していない。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループは、サブ・ファンドのタクソノミー適合性について標準化された比較可能な開示を提供することができない。

ブラックロック・グループは、タクソノミー規則第9条に定める環境目標について、ならびに当該第8条ファンドおよび第9条ファンドの投資対象がどのように、またどの程度、環境的に持続可能な経済活動に関連するかについて、信頼できるデータを自らが収集することはできないと考えている。したがって、これらの第8条ファンドおよび第9条ファンドは、上記で言及された活動への投資を行うことができるものの、現在のところ、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準に沿った投資対象に、その資産の0%を超えて投資を行うことを約束するものではない。

ブラックロック・グループは、状況を積極的に注視しており、サブ・ファンドの投資に関する信頼できて適時かつ検証可能なデータを十分に入手したと（その裁量により）評価した際には、上記の点について更新するものとし、その際には英文目論見書または関連ある補足書類を適宜更新する。より

詳細な情報については、ウェブサイト
(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/prospectus/eu-taxonomy.pdf>)を参照のこと。

ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシー
(中略)

() たばこ製品の生産またはたばこ関連製品に関する特定の活動

() 深刻な論争に巻き込まれているか、または自身の商慣行および企業活動に関する世界的に認められた規範に違反していると思われる企業

投資顧問会社は、E S G 基準の分析を行うために、投資顧問会社および/もしくはその関連会社が社内で作成したデータ、または1社もしくは複数の第三者 E S G 調査会社が提供したデータを使用することがある。

(中略)

欧州議会および理事会の規則 (E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、E S M A のウェブサイト (www.esma.europa.eu) において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

- ・ I H S マークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド
- ・ I C E データ・インディシーズ L L C
- ・ F T S E インターナショナル・リミテッド
- ・ S & P ダウ・ジョーンズ・インディシーズ L L C
- ・ S T O X X リミテッド
- ・ S I X フィナンシャル・インフォメーション・ノーディック A B

M S C I リミテッドは現在移行中であり、2024年1月1日以降は E U においてベンチマーク規則の要件に従い認可を受ける必要がある。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

(後略)

(3) 分配方針

< 変更前 >

(前略)

配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間 (取締役会により随時決定される。) の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まる可能性がある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に (各暦四半期の最終営業日に) 計算され、投資主に分配される。</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

(後略)

<変更後>

(前略)

配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>
基準額以上純実現キャピタル・ゲイン分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、純実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

(後略)

(4) 投資制限

<変更前>

(前略)

2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

(中略)

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

(後略)

<変更後>

(前略)

2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

(中略)

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資顧問会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資顧問会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

(後略)

別紙 1

定 義

< 変更前 >

(前略)

「ブラックロック E M E A 関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、ベースライン・スクリーン・投資顧問会社が適用する制限および/または除外事項をいう。ウェブサイトポリシー」
(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf>) において入手可能である。

(中略)

「 C I B M フォンド 」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、E S G アジアン・ボンド・ファンド、E S G グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、E S G フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、E S G マルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、E S G グローバル・ボンド・インカム・ファンド、E S G グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、U S ドル・ボンド・ファンド、U S ドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、E S G エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

「中国証券監督管理委員会」中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国における有価証券および先物市場の監督機関をいう。

「 C S R C 」

(中略)

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジアン・ドラゴン・ファンド、アジアン・グロース・リーダーズ・ファンド、アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンドおよびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。

(中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・ファンド、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド、フィンテック・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サステイナブル投資」または
「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナブル)投資と思料する投資をいう。

(中略)

「英国報告ファンド」

2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009 / 3001 (オフショア・ファンド(タックス)レギュレーションズ 2009) は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか(以下「英国報告ファンド」という。)否か(以下「非英国報告ファンド」という。)を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。

現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>において入手可能である。

< 変更後 >

(前略)

「ブラックロック E M E A 関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、ベースライン・スクリーン・投資顧問会社が適用する制限および / または除外事項をいう。ウェブサイトポリシー」 (<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>) において入手可能である。

(中略)

「CIBMFund」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア
ン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア
ン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボ
ンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファン
ド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エ
マージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファン
ド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・
ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレン
シー・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチア
セット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・
ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュ
ニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グ
ローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コン
サバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポ
レート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボ
ンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカ
ム・ファンド、サステイナブル・アジアン・ボンド・ファ
ンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ブレ
ンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマー
ジング・マーケット・ボンド・ファンド、サステイナブル・
エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファ
ンド、サステイナブル・エマージング・マーケット・ロー
カル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティー
ズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・イン
カム・ファンド、USDollar・ボンド・ファンド、USD
ollar・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドおよび
ワールド・ボンド・ファンドをいう。

「CIS」

集団投資スキームをいう。

「中国証券監督管理委員会」または
「CSRC」

中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国に
おける有価証券および先物市場の監督機関をいう。

(中略)

「RQFIIアクセス・ファンド」

アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステイナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。

(中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・ファンド、エマージング・マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラリ・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サステイナブル投資」または「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナブル)投資と見做し、重大な悪影響を及ぼさないと評価する投資をいう。

(中略)

「英国報告ファンド」

2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009 / 3001 (オフショア・ファンド(タックス)レギュレーションズ 2009) は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか(以下「英国報告ファンド」という。)否か(以下「非英国報告ファンド」という。)を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。

現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、

<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-fund>において入手可能である。

(2) 当該変更の年月日

2022年8月30日